

マイナンバーカードをご利用ください。

＼マイナンバーカードの健康保険証利用で／

過去の情報に基づく診療・薬の処方 受けられるようになりました！



顔認証付きカードリーダーで同意をすると、初めての医療機関でも、今までに使った正確な薬の情報やご自身の過去の受診歴・診療情報を踏まえた健康状況が医師と共有でき健康・医療に関する多くの情報に基づいた、より良い診療を受けることが可能となります。

★過去の診療・薬剤・特定健診の情報の活用

※令和7年4月1日開始

診療受付時に、マイナンバーカードを用いて「情報の提供」に同意いただくことで、必要に応じて過去の情報を参照し診療を行います。

診療/薬剤情報

医療機関を受診した際の診療情報※2および薬局等で受け取ったお薬の情報※3です。

※2 医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為名（放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流、手術（移植・輸血含む）、入院料のうち短期滞在手術等基本料）などが対象です。

※3 注射・点滴等も含む薬剤情報です

特定健診情報

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

メタボ健診とも
呼ばれているよ。

顔認証付きカードリーダーの同意画面のイメージ

▼診療情報(手術)

▼診療(手術以外)/薬剤情報

▼特定健診情報

上記の情報提供について一括で同意することが可能です。